

いわゆる「ごみ屋敷」の対応に関する調査（集計） 令和4年2月21日 地域福祉課とりまとめ

実施日 令和4年2月14日(月)～17日(木) 4部(10課)に依頼 → 4部(7課)が該当有

回答部署	部	課	該当の有無
健康・高齢部	1	地域包括ケア推進課	有
		2 高齢者福祉課	無
保健所	3	地域保健課	有
		4 地域福祉課(「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる)	有
福祉サービス部	5	障害福祉課	有
		6 生活支援課	有
市民生活部	7	市民安全推進課	無
		8 クリーン推進課	有
環境部	9	環境保全課(馬込衛生管理事務所)	有
		10 廃棄物指導課	無

※特記事項のみ

調査結果(該当有のみ)

	1 地域包括ケア推進課	3 地域保健課	4 地域福祉課(「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる)	5 障害福祉課	6 生活支援課	8 クリーン推進課	10 環境保全課(馬込衛生管理事務所)
対応内容	相談に応じている支援サービスを実施している	その他	その他	その他	その他	その他	実施していない
上記が「支援サービスを実施している」「その他」の場合、その内容	<p>・高齢者世帯がごみ屋敷となっている場合、本人が他者の介入や支援を拒否している場合が多いので、対象の方の課題整理を行い、本人の意思決定支援を行いながら、地域の方と協力し、信頼関係を構築する。その上で、地域包括支援センター職員と関係機関が連携・協力してごみの撤去につなげている。</p> <p>・市の公的支援として、「家屋清掃手数料の一時立て替え」事業を行っている。内容としては、一人暮らし認知症高齢者等で、ごみがあることによって介護サービスを受ける事が出来ない時に、一般廃棄物処理業者にお願ひし、必要な範囲でごみを撤去してもらう。必要な経費については、市が一時的に負担し、その後に親族や成年後見人などへ求償する。</p>	<p>・ごみ屋敷の住人や近隣住民などからの相談に応じ、本人や家族から支援依頼があれば訪問支援を実施。問題点を整理し、必要な関係機関と連携をとるとともに、精神科医療が必要なケースについては受診勧奨を実施している。</p> <p>・何らかの理由で本人・家族等で片付けができない場合、関わっている支援者同士で本人・家族等とともに片付けを行うこともある。</p>	<p>・ごみ屋敷である世帯からの相談を受けることもあるが、多くの場合はそれに付随すること(滞納、ひきこもり、就労支援、近所トラブルなど)について話し合ったり提案をすることが多い。</p> <p>・本人以外から、ごみ屋敷の世帯について相談を受けることもあるが、その当事者が相談を希望しないと私たちが関わることはなかなか難しい。具体的にごみ屋敷の清掃や片付けなどの支援サービスはしていない。</p>	<p>・窓口や電話にて障害のある方の生活に関する相談事、困り事を伺う中で、「片付けられない」「実はごみ屋敷の状況である。」事を伺う機会がある。</p> <p>・「ふらっと船橋」においても、生活の相談の中に同様の「片付けられない」「ごみ屋敷」等の内容が含まれることがある。</p>	<p>・クリーン推進課と連携してごみの撤去を行った</p> <p>・不動産管理会社からごみの撤去要望があり、今後民間業者を使って撤去予定</p> <p>・地域包括支援センターより「ごみについての苦情が入っている」との相談を受け、保護受給者へ指導を行うも、片付ける様子が見受けられないためごみを撤去した</p> <p>・自立支援事業を活用し、居室内の整理整頓などの支援を行った</p> <p>・相談のみで応じたケースもある</p>	<p>・所有者等への声掛け</p> <p>・ごみの撤去の手伝い</p>	-
相談に応じている場合、案内しているつなぎ先等	(協働している機関等として)さーくる、ふらっと船橋、民生委員、町会・自治会、地区社会福祉協議会、環境衛生部、生活支援課	ご本人やその家族の問題点に応じて、必要な関係機関に繋いでいる。	身の回りのことができず、支援を希望する場合であれば、介護サービス導入のために地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターなど。金銭管理等が難しいようであれば、ばれっとや成年後見支援センターなど。	本人にやる気はあるが掃除が出来ない場合はボランティアセンター、近隣住民から相談を受けた場合は市民の声を聞く課に繋ぐことが多い。	・当課の自立支援事業(日常生活能力向上支援)の活用を勧めた		
相談件数	令和元年度 記録していない 令和2年度 350件(延べ件数) 令和3年度(1月末現在) 407件(延べ件数)	9件(実人数) 8件(実人数) 7件(実人数)	42件(実人数) ※概算値 36件(実人数) ※概算値 33件(実人数) ※概算値	記録していない 記録していない 記録していない	3件(延べ件数) 2件(延べ件数) 7件(延べ件数)	1件(延べ件数) 2件(延べ件数) 5件(延べ件数)	- - -
支援件数	令和元年度 記録していない 令和2年度 20件(実人数) 令和3年度(1月末現在) 16件(実人数)	7件(実人数) 6件(実人数) 5件(実人数)	- - -	- - -	0件(延べ件数) 0件(延べ件数) 4件(延べ件数)	- - -	- - -
その他課題・特記事項等	地域包括支援センターが目的としているところは、単にごみ屋敷を片付けることではなく、あくまでも認知症高齢者等の心身のケアを目的に介入するものであり、そのことを通じて生活環境の改善を図り、結果としてごみの片付けにつなげていくものと考えている。そこには、本人の意思決定支援が欠かせないものと考えている。	衛生面や住環境のことを考えると片付けをした方がよいが、本人・家族には「ゴミ」と認識していないケースや、片付けたくても体力面や精神面、経済面を理由に片付けが難しい場合が課題。	さーくるとしては、ごみの清掃や整理などの具体的な生活支援は行っていないが、それに付随する生活上の困りごとや支援の希望がある場合は、ごみ屋敷という視点ではなく、生活再建、自立支援という視点で関わることが多い。 そもそも、「ごみ屋敷」という通称が世間で広く使用されているが、本人にとって「ごみ」なのか「必要なもの」なのかの判断は明確な基準はなく、本人の思いによるものが大きい。周りがごみだと思っけていても、本人にとっては必要なものであれば、ごみの整理という選択肢は取りにくくなる。 また、その状態を「ごみ屋敷」と思うかどうか人もそれぞれの判断によるものが大きく、本人は多少散らかっている程度だと思っけていても、親からすると「ごみ屋敷」状態ということもありえる。 「ごみ屋敷」という言葉で説明できるケースはもちろんあると思うが、ごく一部で、多くの場合について問題の整理ができないと思われる。 身の回りの整理整頓ができないことで、具体的な生活の支障が出ているのであれば、かたづけられていないことが課題になると思われる。(必要な書類が見つからない、ヘルパーが入れない、介護用ベッドが入らない、子どもの養育上問題がある、部屋の修繕が必要な状態、異臭で職場トラブルになる、など) そう考えると、具体的に生活上の課題となっているものについて、どの機関がどのような支援、関わりをすればいいのかという点が大事になってくると思われる。	・当事者には「ごみ」の認識が無く、片付け等に同意を得ることが困難となるケースが多い。 ・ふらっと船橋において、同意が得られた世帯のごみ撤去時に訪問して立ち会うケースもあった。 ・障害福祉サービスでは、大きなごみ等の処理を行うことはできないため、ヘルパーが入って対応することはできない。そのため、当該サービス利用の希望があっても、先にごみの片付けを自費等で処理してからとなるため、すぐにサービス利用する事ができない。	・対象の保護受給者に「ごみ」という認識がない ・ケースワーカーがごみ屋敷であることを現認し、保護受給者に指導しても片付けられず、対応に苦慮している ・居住しているURで自分の荷物を共有部に積み上げ、対応に苦慮した(強制退去させられ転居となり、転居先に荷物を持って行った) ・アパートの共用部に私物を置き、ケースワーカー、面談の訪問にも応じず、対応に苦慮した(病院に入院し、退院の見込みがないためアパートを引き払ったときに処分した)	「市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」第23条第3項で「土地若しくは建築物の所有者又は占有者等は、当該土地又は建築物を生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがある状態にしてはならない。」と規定しており、これに違反している場合は第24条で「改善勧告することができる。」と規定している。ごみ屋敷の問題が発生している場合は、この条例の趣旨に沿って指導しているが、所有者等のごみとしての認識の問題もあるので、何度も声掛けをする等して所有者等と関係を築くか所有者等の親族などの協力を得るなどして、所有者等の同意を書面で得ることができれば撤去の手伝いをしていく状況。	